

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和7年12月9日
株式会社あそしあ少額短期保険

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により、被害を受けられました皆さんに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域において被害を受けられたご契約者の皆様に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」について、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。
担当窓口：0120-953-827
受付時間：月～金午前9時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始休業期間を除く)

事故受付：0120-936-058 (AI電話事故受付)

受付時間：24時間365日対応

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
青森県	12月8日	八戸市 (はちのへし) 三沢市 (みさわし) むつ市 (むつし) 上北郡野辺地町 (かみきたぐんのへじまち) 上北郡七戸町 (かみきたぐんしちのへまち) 上北郡東北町 (かみきたぐんとうほくまち) 上北郡六ヶ所村 (かみきたぐんろっかしょむら) 上北郡おいらせ町 (かみきたぐんおいらせちょう) 下北郡大間町 (しもきたぐんおおままち) 下北郡東通村 (しもきたぐんひがしどおりむら) 三戸郡南部町 (さんのがんなんぶちょう) 三戸郡階上町 (さんのがんはしかみちょう)
岩手県		宮古市 (みやこし) 大船渡市 (おおふなとし) 久慈市 (くじし) 陸前高田市 (りくぜんたかたし) 釜石市 (かまいしし) 上閉伊郡大槌町 (かみへいぐんおおつちちょう) 下閉伊郡山田町 (しもへいぐんやまだまち) 下閉伊郡岩泉町 (しもへいぐんいわいづみちょう) 下閉伊郡田野畑村 (しもへいぐんたのはたむら) 下閉伊郡普代村 (しもへいぐんふだいむら) 九戸郡野田村 (くのへぐんのだむら) 九戸郡洋野町 (くのへぐんひろのちょう)

以上